

## 山形県立図書館活性化検討委員会 設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 山形県立図書館の活性化に向けて、「県民のあらゆる知的活動を支え、地域の課題解決に貢献する知の拠点」という図書館の基本理念のもと、その担うべき役割や機能を維持しつつ、県民本位の利用しやすい図書館づくりを目指し、有識者に意見を伺い、その基本構想・基本計画を検討するため、「山形県立図書館活性化検討委員会（以下「活性化検討委員会」という。）」を設置する。

### (所管事務)

第2条 活性化検討委員会は、次に掲げる事項について調査及び研究を行い、意見を取りまとめ、山形県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 県立図書館の機能およびサービスに関すること。
- (2) 県立図書館の管理・運営に関すること。
- (3) 県立図書館を核とした遊学館全体の活性化に関すること。

### (組織)

第3条 活性化検討委員会は、5名の委員で組織する。

- 2 委員は、次の各号から教育長が委嘱する。
  - (1) 前条について見識を有する者
  - (2) その他教育長が適当と認める者
- 3 委員長は委員の中から互選する。
- 4 委員長は活性化検討委員会を招集し、これを主宰する。

### (任期)

第4条 委員の任期は平成28年3月31日までとし、同日をもって自動的に失効するものとする。

### (会議)

- 第5条 会議は委員の過半数の出席をもって成立する。
- 2 会議は公開とする。但し、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者にオブザーバーとして出席を求め、意見を聞くことができる。

### (庶務)

第6条 活性化検討委員会の庶務は、山形県教育庁文化財・生涯学習課生涯学習振興室において処理する。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、活性化検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は平成27年4月1日から施行する。